

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法

第二条の行政機関から除かれる機関に新型コロナウイルス感染症対策本部及び国際博覧会推進本部を加えること。（本則関係）

第二 この政令を公布の日から施行すること。（附則関係）